

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第 卷一十四第

行發日一月十年十和昭

論叢

限界生産力説の二形態……………文學博士 高田保馬
 地方税としての營業税……………法學博士 神戸正雄
 肥料配給統制と産業組合……………經濟學博士 八木芳之助

時論

日埃貿易の整調について……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

工業に於ける經營所在地の選定に就いて……………經濟學士 大塚一朗
 日本に於ける金爲替本位制の濫觴……………經濟學士 松岡孝兒
 萬民經濟學と國民經濟學……………經濟學士 白杉庄一郎

說苑

農山漁村財政の標準形態……………經濟學博士 汐見三郎
 出生率の減退と失業問題……………經濟學士 三谷道麿

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

説苑

農山漁村財政の標準形態

汐見 三郎

一 滋賀縣の四箇村

一般に地方財政の改革と云へば其の範圍が頗る廣く、特別市制問題や公益企業の問題の如き都市財政問題にも觸れねばならぬが、現今地方財政改革の中心問題としては寧ろ農山漁村の財政を如何に改革すべきかを扱ふべきである。

内務省は地方財政調整交付金立案の基礎とする爲め、最も標準的と見られる農村を全國各府縣にわたり三箇以上選定し已に百三箇村の財政状態の調査を完了し、其の結果が新聞紙上に發表せられてゐる。内務省の調査は農村の外に山村漁村養蠶村にも及ぶのである

から、其の全體が出揃へば農山漁村の財政の標準形態が全國的に明らかになる筈である。茲には範圍を滋賀縣に限り農村山村漁村養蠶村の財政の標準形態を研究したのである。

滋賀縣は人口に於て全國第四十一位（昭和五年十月一日）、面積に於ては第三十七位（昭和九年十月一日）、國富に於ては第三十三位（昭和五年末）、第三種所得に於ては第三十二位（昭和八年度）と云ふ地位を占めてゐるから、先づ以て釣合のとれてゐる縣である。管内一市二十町百七十七村の中より——財務當局の意見に従ひ——農村の標準形態としては犬上郡福滿村をとり、養蠶村としては東淺井郡大郷村を、漁村としては蒲生郡島村を、山村としては高島郡三谷村を調査する事とした。

二 人口と經濟力

村財政は村民及指導者の氣風に左右せられる事は勿論であるが、其の背景をなす人口及び經濟力の如何を

無視してはならない。先づこれら四箇村の人口を明らかにしたい。

一 昭和九年末現在について人口(及び戸數)を見れば、福満村は二、五五九(戸數五四九)、大郷村は五、一九一(戸數一、〇九八)、島村は二、五六二(戸數五一九)、三谷村は一、三七三(戸數二八一)である。專業戸數が總戸數に對して占むる割合を見るに、福満村は三割七分五厘が農耕に従事し、大郷村は五割二分三厘が養蠶に従事し、島村は一割五分四厘が水産業に従事し、三谷村は一割四分九厘が林業に従事してゐる有様である。四箇村に共通してゐるのは農耕であるから一括して農村と云ふ事が出来るが、強いて特長を求めると事によつて四種に分つたのである。

この四箇村の年末人口を大正三年、八年、十二年、昭和二年、五年、九年の六回にわたり調査して第一表を得たのである。

福満村と大郷村と島村とは靜止状態を示してゐるが、三谷村に於ては人口の減退が明瞭にあらはれてゐる。

農山漁村財政の標準形態

第一表 年末人口比較表

	大正		昭和	
	三年	八年	二年	五年
福満村	二、五九四	二、四六八	二、四四三	二、五五九
大郷村	五、三二六	五、三六六	五、二四八	五、一九一
島村	二、六八八	二、五七九	二、六六二	二、五六二
三谷村	一、八四七	一、八〇八	一、四九二	一、三七七

る。我國は世界有數の人口増加國と云はれてゐるが、それは此等の四箇村には通用しない現象である。

二 次に四箇村の經濟力を調べて住民の租稅負擔能力を研究する資料としたのである。先づ第一に農林省統計報告規則、商工省統計報告規則、府縣の報告例等により調査報告せる生産額を農耕産、蠶繭産、畜産、林産、鑛産、工産に分類し、第二表を得たのである。大郷村の百十九萬圓が第一に位し、福満村の二十七萬圓が第二位に、島村の二十二萬圓が第三位に、三谷村の十四萬圓が第四位になつてゐる。尙大郷村の工産は天鰲絨工業であり、島村の水産は沖ノ島の漁業であり、

第三表によると第三種所得税免稅點以上の戸數が全戸數に占むる割合は福滿村に於て〇・八パーセント、大郷村に於て四・三パーセント、島村に於て二・三パーセント、三谷村に於て〇・九パーセントを示してゐる。全國に於ける昭和八年の平均數字四・四パーセント(總戸數一二、九八一、三一七戸の中で第三種所得税納稅戸數は五六九、五八九戸)と比較すると、大郷村を除きいづれも僅少である。

これら四箇村に於ても貧富の差の存する事は勿論であるが、村民の殆んど大部分の所得が千二百圓以下と云ふ同じ様な小所得に集中してゐる。

三 經費の分析

滋賀縣四箇村はかくの如き人口構成をとり、かくの如き經濟力を基礎として財政を營むてゐる。先づ村の經費の分析を試み更に村の收入を研究する。

一 經費を教育費、土木費、衛生費、勸業費、社會事業費、役場費、會議費、警備費、公債費、諸稅及び

農山漁村財政の標準形態

負擔、積立金又は基本財産造成費、其の他に分つと次の第四表を得るのである。

第四表 經費の目的別表 (昭和九年度)

計	福滿村	大郷村	島村	三谷村
教育費	二、四三三	二〇、三六二	一七、六六六	八、七〇〇
土木費	四、六四三	五、三四九	二、〇六六	三、七〇〇
衛生費	二〇	三三三	一、八九九	六四
勸業費	八二三	三五〇	二五〇	四七〇
社會事業費	一九	五八二	五〇五	一
役場費	五、三三三	八、四〇七	四、五三四	四、五三三
會議費	一四六	三三三	九四	七六
警備費	六四	一、〇九六	六八四	一、七〇〇
公債費	一、九〇〇	二、六四三	六、二二	二、五五
諸稅及負擔	一三三	四〇七	一	五
積立金又は基本財産造成費	一、五五七	四八三	四五五	三九七
其他	一、二五二	三、四二	一、八五	二、二六六
計	二八、〇九〇	六二、五七七	四三、五七七	一八、八五

第四表を見るに經費總額に於て大郷村、島村、福滿村、三谷村の順序をとり、第二表の生産額表の順序と類似した傾向をとつてゐるのである。

更に經費を目的別に觀察するに、大郷村が學校建築

の爲めに多額の公債費を支出する外は、教育費が特に巨額を占めてゐるのを見るのである。教育費は尋常高等小學校費と青年學校費（實業補習學校費と青年訓練所費）と其他各種の項目とよりなつてゐるが、此等の項目の中で最も重要な部分を占めてゐるのは尋常小學校教員俸給である。第五表には經費總額と教育費と尋常小學校教員俸給との三者を實數と比率とで示す事とした。

第五表 教育費比較表

經費總額	福滿村				大郷村				島村				三谷村			
	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率		
尋常小學校教員俸給	26,060	100	26,357	100	25,557	100	17,666	100	18,815	100	11,400	100	6,766	100		
教育費	11,400	44	10,363	39	17,666	69	8,700	49	8,700	46	4,000	23	4,000	59		
總額	59,420	100	67,720	100	59,420	100	36,366	100	41,515	100	17,400	100	11,400	100		

教育費は福滿村と大郷村とでは總經費の三四割臺であるが、管内の交通の不便な島村と三谷村とでは五割

内外となつてゐる。又尋常小學校教員俸給の占むる比率は福滿村と大郷村とでは二割台であるが、島村と三谷村とでは三割内外になつてゐる。四箇村の財政に於て、教育費特に尋常小學校教員俸給が少なからざる經費を示してゐる事を知るのである。

二 上述の村經費の外に部落協議費の存在する事を忘れてはならぬ。福滿村は七部落（西今、竹ヶ鼻、宇尾、野瀬、戸賀、平田、小泉）に分れ、大郷村は十二部落（細江、曾根、錦織、落合、難波、新店、野寺、八木濱、大濱、中濱、南濱、川道）に、島村は七部落（北津田、奥島、圓山、白玉、中之庄、沖ノ島、長命寺）に、三谷村は九部落（保阪、天増川、杉山、椋川、途中谷、角川、追分、南生見、北生見）に分れてゐる。此等各部落が部落協議費として支出したる經費を事務所費、會議費、土木費、教育費、衛生費、社會事業費、神社費、寺院費、勸業費、諸税及負擔、寄附補助、警備費、兵事諸費、水利費、財産費、其他に分つて第六表を得たのである。

第六表 部落協議費目的別表 (昭和九年度)

計	福満村				大郷村				島村				三谷村			
	其 他	財 産 費	水 利 費	兵 事 諸 費	警 備 費	寄 附 補 助	諸 税 及 負 擔	勸 業 費	寺 院 費	神 社 費	社 會 事 業 費	衛 生 費	教 育 費	土 木 費	會 議 費	事 務 所 費
四、三九	四四三	三三	五〇	七九	一一三	三五六	五	一、〇三	一、〇三	一、〇三	四二	二五三	八四九	一一三	四三	
一三、七〇〇	一、三九	一、七二	二二二	四六五	九〇四	一、三四	三三	四三	二、〇三	二七	二二二	一三四	二、六四	七四	二、〇五六	
二、八八五	四七	一、〇	一、〇	二〇	二〇	二、五〇	一六八	一、〇	七三〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六	四、五	
二、三六二	一八二	一、〇	一、〇	二〇	二〇	一、〇	一、〇	一、〇	四二〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	

かくて部落協議費は村の經費總額の一割乃至二割を占めるに過ぎない様であるが、それ以外に各種の協議費を推定する事が出来るから、全部を合計すると相當

農山漁村財政の標準形態

の金額に上るのである。部落協議費を狹義に解する時は部落民が一種の公課として負擔するもののみを包含する様であるが、廣義に之を解すれば部落の支出たる以上は凡て之を包含すべく其の財源が公課たりや寄附たりや又は部落有財産の収益たりやを問はないのである。第六表に現はれたる所は頗る多岐にわたり、或時は部落協議費を狹義に解し或時は部落協議費を廣義に解してゐるのである。忘れられたる問題であるが、村の財政を観察する際には是非共これを取り上げる必要がある。

四 収入の分析

滋賀縣四箇村の經費は上述の如くであるが、更に一步を進めて之が財源を究めねばならぬ。滋賀縣の村の全體について考へて見ても、最も重要な収入は村税であり之に續くものは義務教育費國庫下渡金である。又部落協議費其他の公課も之を無視し得ない。茲には先づ村税を論じ、義務教育費國庫下渡金にうつり、最

後に部落協議費其他の公課に觸れる事とする。

一 村財政の建前から云へば村税のみを調査すればよい譯であるが、村民の負擔に歸すると云ふ點に於ては結局同様になるから、縣稅及び直接國稅を調査する事とした。農村の現状よりせば、酒の消費と煙草の消

費とを通じて間接國稅の負擔が寧ろ直接國稅を凌ぐ場合の多いのを發見するのであるが、遺憾ながら之を略したのである。第七表は各種租稅の調定額を昭和五年度と昭和九年度との二回にわたり比較したものである。

第七表 各種租稅調定額表

縣稅	直接國稅		福滿村 大郷村 島村 三谷村							
	地租附加稅	特別地稅	昭和五年度	昭和九年度	昭和五年度	昭和九年度	昭和五年度	昭和九年度	昭和五年度	昭和九年度
計	八、四七〇	八、四七〇	七、六三七	二、八四三	一三、五六三	六、八三八	四、四七六	三、五七七	一、五五四	五、七八
地稅	六、七六	六、七六	六、七六	三、五	六〇一	六三二	九九三	七三六	九	—
所得稅	一、五七	一、五七	一、五七	二一九	九八八	九三四	二二八	一七七	二二	—
其他稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八、四七〇	八、四七〇	八、四七〇	四、二六	一四、一五二	八、四〇三	五、六八七	四、四九〇	一、五七四	五九〇
地租附加稅	八、五七六	八、五七六	八、五七六	五、一三七	一三、七五三	九、八八一	五、〇三九	四、八一七	一、七三三	一、八〇九
特別地稅	九八八	九八八	九八八	一、〇二一	一、九八二	二、二五六	五六六	六八六	六九〇	九三〇
家屋稅	二、六二	二、六二	二、六二	二、六八	五、〇八四	五、〇五三	一、八一〇	一、七八四	八一	七四三
雜種稅	六、三三八	六、三三八	六、三三八	二、一〇八	五、八七〇	五、八一〇	三、〇九六	三、一三二	九九〇	一、〇一五
營業稅	三三三	三三三	三三三	二七六	五三〇	三七九	二六	一六	三七	一四八
其他稅	三三六	三三六	三三六	二三三	七九〇	七九四	六四	三四九	三	一〇
計	一九、二二〇	一九、二二〇	一九、二二〇	一、一五三	二七、九九九	三三、四七三	一、一三三	一〇、九三三	四、四七三	三、六五四
地租附加稅及び特別地稅附加稅	四、七六六	四、七六六	四、七六六	四、〇三五	五、一六六	六、一三三	三、一八〇	二、八九八	一、三三五	一、一八七

合 計	村 税				其 他	計	計	計	計	計	計			
	營業收益稅附加稅	家屋稅附加稅	營業稅附加稅	雜種稅附加稅										
四二、六八五	九五	二五八	一九〇	一、四三〇	八、二六六	一五、〇〇五	一四、七六〇	三〇、五八九	七五、九三九	六二五	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇
	七五	一、〇四二	一、六三三	九八八	八、五九九									
	五九〇	二、三三〇	四、一四四	四、〇三九	一七、三八九	三三、七八九	三三、〇〇九	六二、九〇五	七五、九三九	一〇七	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇
	六二五	二、二七七	三、〇三三	二、八九二	一七、七〇〇	三三、〇〇九	三三、〇〇九	六二、九〇五	七五、九三九	一〇七	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇
	一〇七	九五四	一七一	二、八〇八	一七、三三五	三三、〇〇九	三三、〇〇九	六二、九〇五	七五、九三九	一〇七	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇
	二六	八九〇	一四九	二、七三四	一五、三八四	三三、〇〇九	三三、〇〇九	六二、九〇五	七五、九三九	二六	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇
	一九	四〇五	一八一	八三七	五、九五六	九、五九九	九、五九九	一八、五八五	二二、四五〇	一九	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇
	九	三九〇	一三三	九三七	五、五四九	八、三〇六	八、三〇六	一六、六一二	二〇、九〇五	九	四一、七二二	三七、六〇四	一五、四三三	二二、四五〇

第七表を見て第一に氣付く事は、滋賀縣四箇村に於て租稅負擔額が昭和五年度より昭和九年度にかけて減少してゐる事である。第二に注目すべき事は——福満村の昭和五年度を除き——村稅が第一位を占め、縣稅之につき、直接國稅が最も少いのである。第三に注意すべきは直接國稅の中で地租が巨額を占め、其他の租稅は極めて僅少である事である。而して三谷村の如きは昭和九年度に全く所得稅を納めてゐない。又其の地租にしても課稅標準を地價より賃貸價格に變更せし結果として非常に減少してゐる。即ち直接國稅の負擔なるものは、滋賀縣四箇村については大した問題ではな

く、國稅としては寧ろ間接國稅の方が重要となつてゐる。第四に縣稅であるが地租附加稅及特別地稅と雜種稅と家屋稅とが重要である。雜種稅については種々批難もあるが相當の財源を齎らす點に於ては無視するを得ない。第五に村稅については戶數割が絶對的に大なる事である。

二 村稅收入とならんで重要なるは補助金收入である。各種補助金の中で市町村義務教育費國庫負擔法による經常的補助金と市町村立尋常小學校臨時國庫補助法による臨時的補助金とが最高額を占めてゐる。此等補助金の本來の目的は市町村立尋常小學校教員の俸給

に要する經費に充つるに存し、而して村財政としては小學校教員の俸給により重壓を加へられてゐるから、財政上之を注目せねばならぬ。第八表のAは經常的補助金でありBは臨時的補助金であり、此等の補助金をDの尋常小學校教員俸給で除してEの比率を得たのである。

第八表 義務教育費國庫下渡金表 (昭和九年度)

	福満村	大郷村	島村	三谷村
A 義務教育費交付金 (圓)	三、四三三	六、五二	四、八九四	四、三三三
B 尋常小學校臨時補助金 (圓)	三六八	六六六	一、〇〇〇	一、〇三三
C 國庫下渡金合計 (圓)	三、六〇〇	七、一八七	五、八九四	五、三六六
D 尋常小學校教員俸給額 (圓)	六、九四七	一三、三三四	九、三六八	六、七六六
E 國庫下渡金が教員俸給に占むる割合 (C/D)(%)	五三・〇	五九・七	六三・九	七七・七

福満村が俸給の五割二分の補助を受けてゐるのを最低とし、三谷村が俸給の七割八分の補助を受けてゐるのを最高とする。此等の經常的補助金及び臨時的補助

金により四箇村財政は相當の餘裕を與へられてゐる譯である。

三 最後に部落協議費其他の公課につき一言する。部落協議費の負擔なるものは村により異り、更に使途の如何により異り千差萬別である。人頭割なるものあり、所得割なるものあり、各戸平等割なるものあり、大多數は見立割になつてゐる。部落協議費の外に公課に類するものとして村農會、耕地整理組合、畜産組合、普通水利組合、水害豫防組合、養蠶實行組合、農事實行組合、養鶏組合に關する經費が存してゐる。然し此の方面については全く調査が行届かず將來の研究を必要とするのである。

五 概 観

滋賀縣の四箇村は先づ以て標準的の村である。非常な富裕村でもなく、又非常に苦しい村でもなく全國の平均を示すものと云ふ事が出来る。農村福満村は米價安に苦しみ、養蠶村大郷村は養蠶不振に苦しみ山村三

谷村に至つては炭焼業の行きつまりを來し一部落狭山を失つた程である。これに比較すると漁村島村は大した變動を受けてゐない。最近景氣の快復に伴ひ他日の飛躍を志さしてゐる點に於ては各村ともに共通してゐる。但し人口の靜止狀態又は減少狀態は之を防ぐ事が出来ないかも知れない。

村の經費は殆んど教育に投ぜられてゐる。教育費を捻出する爲めに如何に村當局が苦心してゐるか、更に義務教育國庫下渡金により村財政はどんなに潤ふてゐるかは想像に難くない。

租稅負擔について見るに最近の地租改正以來は直接國稅は殆んど問題でなくなり、村稅、特に戸數割が重壓となつてゐる。戸數割が地方財政に占むる地位は益々重要である。租稅負擔としては普通に國稅と府縣稅と市町村稅とを考へてゐるが、部落協議費其他の公課の存在を忘れてはならぬ。

滋賀縣四箇村は苦しいながらも健全財政主義を奉じてゐる。然るに最近に至り一節約をするよりも出来る

だけ多く村債を募つて經費を膨脹し、近く來るべきインフレーションに依つて村債を解消する方が得策である」と云ふ考へ方が地方に流布せられ村民の頭をかなり惱ましてゐるのである。實は意想外の事であつて國家破産的の此種の考へ方の流布に對しては適當なる方策を講じなければならぬ。